

本校での校則規定の考え方

- ① マナー面と安全・健康面に配慮をして定めている。
- ② 華美に流されず、公共の場にふさわしい身なりを心がけられるような校則とする。



1. 服装について

【制服等】

○年間（1年間を通して）

- ・鳥栖市内4中学校指定の新標準服を着用する。
- ・制服は、中学生らしさを心掛け、フォーマルな場でも対応できるように正しく着用する。

○身だしなみのルール（R10年からは、完全移行）

- ・指定された新標準服には、ジャケット着用時、指定のリボン又はネクタイを付ける。
- ・ジャケット着用時は、ボタンをしめる。座る時は、外してもよい。
- ・長袖シャツの着こなしについては、気温にあわせて袖をまくったり、第一ボタンを外したりするなどはしてもよい。※ボタン、タグ、留め具は、制服を買った店で購入すること。
- ・ズボン丈はすそが床に着かない。スカートは立った姿勢でひざが隠れる長さとする。
- ・ベルトは黒、茶、紺系統で幅3cm程度とする。
- ・制服の下には、体操服・ジャージを着ない。（健康・衛生面への配慮）

○夏期（暑くなってきた時の服装） ※特別に期間は設けない。各自で判断をする。

- ・夏服（ポロシャツ）の場合は、ネクタイ及びリボンを着用しない。第一ボタンは外してもよい。

○冬期（寒くなってきたときの服装） ※特別に期間は設けない。各自で判断をする

- ・指定された新標準服のジャケットの下に着用する場合は、VネックのベストまたはVネックセーター等で、前開きタイプでないものにする。色は白色・黒色・紺色・グレー色系統の単色で、無地が望ましいとする。
- ・フード付きの服は禁止とする。
- ・マフラー・手袋・ネックウォーマーの着用は、登下校時のみ。（教室で着脱する）
- ・冬期には、登下校の際にウインドブレーカー、ジャージなどの防寒着を着用してもよい。
- ・冬期には、タイツ（黒、模様なし、80デニール以上程度）の使用を認める。

○靴

- ・下ばきは通学・体育兼用なので、白色・黒色の単色で運動に適した靴（靴紐で結べる軽い靴）とする。また、黒と白が混在したものでもよい。（ジョギングシューズタイプのものでハイカットの靴は禁止とする。）
- ・上ばきは、かかと部分に名字を書き、下ばき・上ばきともにかかとは踏まない。

○靴下

- ・白色・黒色・紺色の無地、足首のスポーツロゴは可とする。（ルーズソックスやくるぶしソックス、ハイソックスは禁止）
- ・式典行事のときの靴下は白を必ずはいてくること。

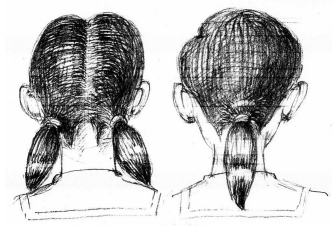
変形した服装等については、学校と家庭が協力し、正しい服装へ戻すよう指導を行う。

2. 所持品について

○カバン

- ・学校指定のリュック、スポーツバッグ以外は基本的には持ち込まない。
- ・リュック及びバッグのキーホルダー（握りこぶしに隠れる程度）は目印として1個までとする。
- ・リュックや上靴など自分の持ち物には、きちんと記名しておく。
（入学式当日に無記名の忘れ物が出ることがあります。）

3. 髪型について

- ・前髪は目をこさない。
 - ・横は耳にかからない。
 - ・後ろは肩にかからない。肩にかかる場合は後方で結ぶ。
（耳のラインより下で結ぶか、編むか、切る。）
その際、横髪の垂れてくる髪はとめる。
 - ・髪を留めるゴムの色は黒・紺・茶。（ビニール製は不可）
 - ・不自然な髪型はしない。（ツープロック、お団子ヘアは認めていない）
 - ・整髪料は使用しない。パーマ、アイロン、脱色、染色など特殊な加工をしない。 unnecessary ピンをつけない。
- 
- ・ まゆそり・ピアスなどは原則禁止とする。特別な理由がある場合は、保護者を通じて、担任に必ず相談すること。

4. 校外生活について

保護者の皆様へ

登下校を含め校外での生活は、「学校管理外」とされており、保護者の指導・管理及び責任のもとで、安全かつ健康的な生活が営まれるべきものとされています。特に、以下については、広く学校生活に通じる部分があり、学校としての判断基準・推奨基準を示すものとしています。保護者の皆様には、犯罪被害防止・健全育成の観点から、是非ご参考の上、ご理解とご協力をお願いします。

※学校管理外で発生した子ども同士のトラブルは、原則、その保護者同士相互の話し合いによって解決いただきますことを、予めご了承ください。

（校外での生活について）

- ・外出時は、犯罪被害防止のため、派手な服装は控えさせることが望ましい。
 - ・保護者同伴の場合を除き、夜間の外出・外泊をさせない。
 - ・インターネットカフェについては、保護者同伴であっても利用をさせない。
 - ・映画館、ボウリング、バッティングセンター、ゲームセンター（ゲームコーナー）、カラオケボックスなどについては、保護者同伴とする。
 - （携帯電話、スマートフォン、タブレット端末など、情報端末について）
 - ・情報端末をもたせる際は、情報モラルを理解させた上で、保護者がフィルタリングをかけ、危険なサイトやアプリから子どもを守る。
 - ・未成年者の端末の所持名義は保護者であることを、生徒に十分に理解させて、定期的に点検して管理ができる状態にする。子どもであっても個人情報の保護は大切だが、命や安心・安全な生活を送ることが大切である。
- ・ スマートフォンなどの情報端末における友人間のトラブルは、原則、その保護者同士相互の話し合いによって解決いただきますことを、予めご了承ください。